

関係法令

1 品川区青少年問題協議会条例（昭和30年12月28日条例第15号）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、品川区に区長の附属機関として、品川区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

本条…一部改正〔平成8年条例45号・12年48号〕

（組織）

第2条 協議会は、会長ならびに区議会議員、教育委員会の教育長、学識経験者、関係行政庁の職員および区に勤務する職員のうちから、区長が任命または委嘱する委員58人以内をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

本条…一部改正〔昭和59年条例8号・平成8年45号〕、2項…追加〔平成26年条例9号〕、1項…一部改正〔平成27年条例13号〕

（委員の任期）

第3条 学識経験者のうちから委嘱される委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

本条…一部改正〔平成8年条例45号〕

（会長の権限ならびに副会長の設置および権限）

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

1—5項…一部改正〔平成8年条例45号〕

（招集）

第5条 協議会は、区長が招集する。

本条…一部改正〔平成8年条例45号〕

（定足数および表決数）

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

1項…一部改正〔平成8年条例45号〕

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

本条…一部改正〔平成8年条例45号〕

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年10月1日から適用する。

付 則（昭和35年4月6日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

付 則（昭和40年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（昭和42年4月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月25日条例第10号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年3月31日条例第8号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（平成8年10月28日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月8日条例第48号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第13号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する教育委員会の教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が、改正法附則第2条第1項の規定により在職する場合は、この条例による改正後の第2条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の第2条第1項は、なおその効力を有する。

（目的）

第1条 この規則は、品川区青少年問題協議会条例（昭和30年品川区条例第15号。以下「条例」という。）に基づき、品川区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成4年規則30号〕

（委員）

第2条 条例第2条第1項に規定する委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 5人以内
- (2) 教育委員会の教育長 1人
- (3) 学識経験者 30人以内
- (4) 関係行政庁の職員 12人以内
- (5) 区に勤務する職員 10人以内

2 前項第4号に定める関係行政庁の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 品川警察署長
- (2) 大崎警察署長
- (3) 大井警察署長
- (4) 荏原警察署長
- (5) 警視庁大森少年センター所長
- (6) 東京都品川児童相談所長
- (7) 品川公共職業安定所長
- (8) 東京都立高等学校長代表
- (9) 品川区立中学校長（品川区立義務教育学校長を含む。）代表
- (10) 品川区立小学校長（品川区立義務教育学校長を含む。）代表
- (11) その他区長が必要と認める関係行政庁の職員

3 第1項第5号に定める区に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 子ども未来部を担任する副区長
- (2) 企画部長
- (3) 地域振興部長
- (4) 文化スポーツ振興部長
- (5) 子ども未来部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康推進部長
- (8) 教育委員会事務局教育次長
- (9) その他区長が必要と認める職

1、2項…一部改正〔昭和55年規則36号〕、2項…一部改正〔昭和57年規則54号〕、1・2項…一部改正〔平成4年規則30号〕、2…一部改

正〔平成4年規則107号〕、1項…追加・旧1・2項…一部改正し1項ずつ繰下〔平成8年規則70号〕、2項…一部改正〔平成11年規則14号・55号〕、3項…一部改正〔平成12年規則57号〕、2・3項…一部改正〔平成13年規則37号〕、3項…一部改正〔平成16年規則19号〕、2項…一部改正〔平成16年規則50号〕、3項…一部改正〔平成19年規則3号〕、2項…一部改正〔平成20年規則21号〕、2・3項…一部改正〔平成20年規則44号〕、3項…一部改正〔平成21年規則4号〕、1・2項…一部改正〔平成26年規則16号〕、1・3項…一部改正〔平成27年規則14号〕、2項…一部改正〔平成30年規則8号〕

（専門委員会）

第3条 特別の事項を調査または審議させるため必要があるときは、協議会の議決により協議会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員の数は若干名とし、協議会委員の中から会長が協議会に諮って指名する。

3 委員は、協議会により付議された事項が委員会において調査または審議されている間在任する。

4 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

5 委員会は、委員長がこれを招集する。

1項・4項…一部改正〔平成8年規則70号〕

（幹事）

第4条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員および関係行政庁の職員のうちから、区長が任命または委嘱する。

3 幹事は、委員を補佐し連絡調整にあたる。

1・2項…一部改正〔平成8年規則70号〕

（議題提出手続）

第5条 委員が協議議題を提出しようとするときは、文書をもってその件名、提出理由および必要な資料を会長に送付するものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

本条…一部改正〔昭和57年規則54号・平成4年30号・13年37号・21年4号・27年14号〕

（委任）

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年4月30日規則第21号）

この規則は、昭和43年5月1日から施行する。

（後略）

付 則（昭和48年7月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年8月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年7月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月25日規則第4号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年8月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年5月23日規則第36号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則（昭和57年8月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月31日規則第30号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成4年12月28日規則第107号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

付 則（平成8年10月28日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月25日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年9月6日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年4月28日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月30日規則第37号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第19号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年7月9日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年6月30日規則第44号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日規則第4号抄）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第16号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第14号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に在職する教育委員会の教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が、改正法附則第2条第1項の規定により在職する場合は、この規則による改正後の第2条第1項第2号の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成30年3月30日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第一章 総則**(目的)**

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策**(子ども・若者育成支援施策の基本)**

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加に

よる自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議

会を設置していない地方公共団体を含む。) に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

- 第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

- 第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

- 第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況

及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

4 子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部）

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

第1 はじめに

1 新たな大綱策定の経緯

日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法¹（以下「子若法」という。）が平成22（2010）年4月に施行され、10年が経過した。この間、政府においては、平成22（2010）年度及び27（2015）年度の2次にわたり、子若法に基づき、「子ども・若者育成支援推進大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、施策を総合的に推進してきた。これにより、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子供・若者の育成」という横串が入り、分野を超えた連携・協働が進むなど、一定の成果が上がってきている。

一方で、第1次大綱の実施期間中には東日本大震災、第2次大綱の実施期間中には新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）という、まさに「国難」とも称される事態が発生し、さらには情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行するなど、子供・若者²を取り巻く状況は大きく変化した。子若法には、「子ども・若者をめぐる問題が深刻な状況にある」（第1条）との規定があるが、2で詳述するように、多くの子供・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している。

このような中、政府においては、「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」を設置し、新たな大綱の在り方等について平成31（2019）年4月から計13回にわたり、子供・若者自身や支援現場の声を踏まえつつ、御議論いただいた。令和2（2020）年12月に取りまとめられた同会議の報告書では、「子供・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、支援の担い手やそのネットワークを強化しつつ取り組むとともに、取組の推

進・評価にデータを有効活用していく」旨、提言されている。

政府においては、同報告書を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を図った上で、ここに第3次となる大綱を策定する。これを踏まえ、全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組んでいく。

2 子供・若者を取り巻く状況の認識

次代を担う子供・若者の育成支援を社会総掛かりで推進していくためには、子供・若者を取り巻く現下の状況をしっかりと認識し、社会全体で共有しておくことが不可欠である。

そこで、子供・若者を取り巻く状況を5つの「場」に分け、網羅的・俯瞰的に整理する。5つの場とは、子供・若者がそこで過ごすところの、家庭、学校、地域社会、情報通信環境（インターネット空間）及び就業（働く場）の5つである。

まず、これら5つの「場」を通じて影響を与える、社会全体の状況について整理する。

（1）社会全体の状況

①生命・安全の危機

家庭、学校、地域等を問わず、子供・若者の生命・安全を脅かす深刻な状況が生じている。

とりわけ、15歳から39歳の死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、コロナ禍の影響も懸念される自殺³は、極めて重大な問題である。

さらに、大人も含め、これまで直接経験したことがない「未曾有」「想定外」「何十年に一度」などと表現されるような激甚災害や感染症が発生するとともに、児童虐待、性被害等の事件、事故が頻発している。いつ、どこにいても生命・安全の危機に直面しうる状況の中、子供・若者育成支援施策の最重要課題として、子供・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められている。

1 平成21年法律第71号

2 本大綱においては、「子供」「若者」「青少年」をそれぞれ以下のとおり定義する。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）*の者。なお、法令上「子ども」と表記されている固有名詞を除き、本大綱においては「子供」の表記を用いる。若者：思春期*、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。*思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。青少年：乳幼児期から青年期までの者。

3 令和2（2020）年の自殺者数は前年比912人増（4.5%増）の2万1,081人。平成21（2009）年以來11年ぶりに増加に転じた。このうち、19歳までの者が118人増（17.9%増）、20～29歳までの者が404人増（19.1%増）となっている。【厚生労働省「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」】

②孤独・孤立の顕在化

三世代世帯の減少⁴や地域のつながりの希薄化⁵等に伴い、更にはコロナ禍の影響により、子供・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化している。

自殺やひきこもり等、様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の存在が指摘されており、この点を念頭に置いた適切な対応が求められている。

③低いWell-being

近年、一時的な幸せの感情を意味する“Happiness”ではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味する“Well-being”との概念が国際的にも注目を集め、関連する調査も国内外で行われている。

例えば、ユニセフによる国際調査⁶によれば、我が国の子供については、「身体的健康」では38か国中1位であったのに対し、「精神的幸福度」では37位となっている。社会的な面でも、「すぐに友達ができると答えた15歳の生徒の割合」が40か国中39位となっている。精神的・社会的側面において我が国の子供・若者のWell-beingの低さがうかがわれるところであり、多様な指標を参照しつつ、バランスよくWell-beingを高めていくことが求められている。

④格差拡大への懸念

長期化するコロナ禍は、社会的・経済的に恵まれない家庭にとりわけ深刻な影響を与えており、家庭間における学力や健康等に係る格差の拡大が懸念されている。家庭の社会的・経済的背景にかかわらず、成育過程にある子供・若者が、質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう、取り組んでいくことが求められている。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12（2030）年までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標である。17の目標はいずれも、未来を生きる子供・若者に深く関係し、子供・若者自身もSDGs推進の担い手として期待されている。

新たな大綱の最終年度として想定される令和7（2025）年度には、SDGsが達成された社会を目指すことを目的として、大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）が開催される。SDGsに対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGsの各目標との関連をより一層意識しながら、

4 p.133参照

5 p.135参照

6 ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード16—子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」（英語版：2020年9月刊行／日本語版：2021年2月刊行）

子供・若者育成支援施策を推進していくことが求められている。

⑥多様性と包摂性ある社会の形成（ダイバーシティ&インクルージョン（D&I））

子供・若者を始め、人々の意識や興味・関心、生き方・働き方等はますます多様化するとともに、グローバルに伴い外国人労働者や外国人留学生、帰国生等も増加している。一方で、「みんなと同じでなくてはならない」という同調圧力は、地域、学校、職域等によらず、我が国社会に根強く存在しており、そのことが生きづらさ、息苦しさを増幅させているとの指摘もある。

思想・信条、人種、国籍、性別、性的指向・性自認（性同一性）、心身の状況等、個々の違いを認め、尊重しつつ協働していくこと、すなわち多様性と包摂性（ダイバーシティ&インクルージョン（D&I））ある社会を目指していくことは、個人の幸せ（Well-being）はもちろんのこと、持続可能な社会の実現や、新たな価値の創出による経済発展等の観点からも重要である。このようなD&I社会の形成に向け、子供・若者期からの取組が求められている。

⑦リアルな体験とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

企業、行政等を問わず、デジタル技術やデータを活用した業務・組織等の変革、すなわちデジタル・トランスフォーメーション（DX）が課題となっており、教育におけるEdTech（エドテック）や、市民活動におけるCivicTech（シビックテック）等、各分野において課題解決にデジタル技術やデータを活用する動きが広がりを見せている。

子供・若者育成支援においても、言わばChild-Youth Tech（チャイルド・ユース・テック）としてのデジタル技術やデータの活用を図り、多様化・複雑化する子供・若者の個々の状況に応じた、きめ細やかな支援につなげていくとともに、リアルな体験を併せて充実し、リアルとバーチャルの両面を最適な形に組み合わせ、次代を担う子供・若者をバランスよく育成していくことが求められている。

⑧成年年齢の引下げ等への円滑な対応

平成27（2015）年には選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4（2022）年には成年年齢が18歳へと引き下げられる。一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢等、成年年齢が引き下げられてもそのままとなるものや、今後の適用年齢等について現時点では結論が得られていないものもある。

若者に関する制度的扱いが18歳、19歳、20歳等でそ

それぞれ異なることとなる中、これらの制度改正によって期待される効果（自立した活動の促進等）を最大限にし、懸念される影響（消費者被害の発生等）を最小限にとどめられるよう、広報啓発や家庭・学校・地域・職域における教育等、円滑な対応が求められている。

⑨子供・若者の人権・権利の保障

子若法は、児童の権利に関する条約を引用した法律の先駆けであり、「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」（第2条第2号）等を基本理念として明記している。

同法の施行から10年が経過する中、当該理念の重要性を改めて認識し、家庭・学校・地域・職域等を通じ、子供・若者の人権・権利についての理解を、当事者である子供・若者を含めて深め、更にその保障を徹底していくことが求められている。

⑩ポストコロナ時代における国家・社会の形成者としての子供・若者の育成

我が国は、これまで幾多の危機に直面しつつも、それを乗り越え、発展してきた。いつの時代にあっても、苦難の先に新たな時代を切り拓ひらく原動力となったのは、若い力であった。教育基本法⁷は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）ことを教育の目的として定めているところ、ポストコロナ時代においても、国家・社会の形成者として、子供・若者を心身ともに健全に育成していく環境整備が求められるとともに、子供・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進することが求められている。

（2）子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

①家庭をめぐる現状と課題

人にとって家庭は、文字どおり「ホームグラウンド」であり、「ファーストプレイス」である。とりわけ成長途上にある子供・若者にとって、家庭の役割は極めて大きい。家庭は、子供・若者を育くむ基盤であり、父母その他の保護者（以下「父母等」という）は、子育て・教育に第一義的責任を有する。

一方、家庭をめぐるっては、例えば以下のような課題が生じており、父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、子供・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、国及び地方公共団体も共に責任を負うとともに、社会全体、地域全体で父母等や家庭を

支えていくことが求められている。

（世帯構造の変化等）

三世帯世帯が大きく減少⁸するとともに、都市部への人口流入を背景に、生まれ育った地域を離れて生活する家庭も少なくないなど、子育て・教育に自らの父母等の助力を得ることが難しい状況が生じている。特に、ひとり親家庭にあっては、配偶者の助力を得ることもできず、より負担感を高め、孤立感を深めやすい状況となっている。

また、世帯人数の減少⁹等に伴い、父母や兄弟姉妹等の家族の介護等が必要になった場合、本来であれば家庭や学校、地域等において健やかに生まれ、成長・活躍の機会を存分に与えられるべき子供・若者自身が介護者（ヤングケアラー¹⁰等）とならざるを得ず、勉学や生活等に支障が来す事態も生じている。父母等についても、遠距離介護を含め、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」が社会問題となっている。父母等が兄弟姉妹等他の家族の介護に追われる中、子供へのケアが十分に行われないなどの課題も指摘されている。さらに、共働き世帯が一般的になるとともに¹¹、ひとり親、再婚¹²、事実婚、国際結婚等、婚姻の在り方も多様化しているが、父母等の就業や婚姻等の状況にかかわらず、子供・若者が良好な家庭的環境で生活し、成長していけることが重要¹³である。

（児童虐待）

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす深刻な問題である。児童相談所における相談対応件数¹⁴や警察における検挙件数¹⁵の大幅な増加等の児童虐待が深刻化している状況を踏まえた対策の徹底が求められている。

8 児童のいる世帯における三世帯世帯の数と割合：約199万世帯17.5%（平成26（2014）年）⇒約149万世帯13.3%（令和元（2019）年）【厚生労働省「国民生活基礎調査」】

9 平均世帯人員3.10人（平成元（1989）年）⇒2.75人（平成13（2001）年）⇒2.39人（令和元（2019）年）【厚生労働省「国民生活基礎調査」】

10 一般に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている児童（18歳未満の者）を指すものとされている。

11 夫が雇用者である2人以上の世帯のうち、共働き世帯約1,240万世帯（68.5%）に対し、男性雇用者と無業の妻から成る世帯は約571万世帯（31.5%）【総務省「労働力調査」により計算】

12 婚姻件数のうち、夫婦とも又は一方が再婚の割合平成2（1990）年18.3%⇒平成27（2015）年26.8%【厚生労働省「人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」】】

13 子若法では「子ども・若者が成長する過程においては、（中略）とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要である」（第2条第3号）と規定。

14 児童相談所における児童虐待相談対応件103,286件（平成27（2015）年度）⇒193,780件（令和元（2019）年度）【厚生労働省「福祉行政報告例」】

15 警察が検挙した児童虐待事件数822件（平成27（2015）年）⇒2,133件（令和2（2020）年）【警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」】

7 平成18年法律第120号

(貧困)

子供・若者の将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境によって左右されることがないようにしていくことは、子供・若者自身だけでなく、社会の持続的発展にとって極めて重要である。特に経済的に困窮している実態がうかがわれる¹⁶、ひとり親家庭への支援を始め、貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進が求められている。

(ひきこもり¹⁷)

趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自宅から外出しない、ひきこもりの状態にある若者が相当数存在している。その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めており、個々の状況に応じた支援の推進が求められている。

(家族観の変化)

コロナ禍は、外出自粛等により閉塞感や不安感を高め、配偶者間の暴力や児童虐待等の増加・深刻化が懸念されるなど、子供・若者はもとより、父母等を含め家庭、とりわけ困難な問題を抱える家庭に大きな影響を与えた。

一方で、「増えた家族との時間を今後も保ちたい」とする者が多かったこと等¹⁸、家族の絆が深まる方向に家族観が変化する傾向も見られた。このような家族観の変化を定着させるべく、困難な問題を抱える子供・若者とその家族への支援を推進するとともに、家族と過ごす時間が十分に確保できるよう、長時間労働の是正、テレワークを始めとする多様で柔軟な働き方の推進等が求められている。

②学校をめぐる現状と課題

学校は、子供・若者にとって、学びの場であるだけでなく、安心・安全な居場所・セーフティネットとなるなど、福祉面でも極めて重要な存在となっている。コロナ禍における臨時休業は、そのような学校の重要性を再認識させた。

一方で、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校の負担は年々増大し、例えば以下のような課題が生じており、地域等による学校支援を充実させるとともに、

16 18歳未満の子供の相対的貧困率は13.5%。ひとり親家庭の貧困率は48.1%（平成30（2018）年）【厚生労働省「国民生活基礎調査」】

17 ひきこもり状態（普段は家にいるが、趣味に関する用事や近所のコンビニ等には出かける者を含む）の若者（15～39歳）1.57%【内閣府「若者の生活に関する調査」（2015年）】。ひきこもり状態になってからの期間が7年以上の者は15歳～39歳で34.7%【同調査】、40歳～64歳で46.7%【内閣府「生活状況に関する調査」（平成30（2018）年）】。

18 家族の重要性をより意識するようになった人が49.9%【内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第1回）】。46.0%が家族との時間が増加、うち87.5%が今後も保ちたいと回答【内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第2回）】

学校教員のマンパワーに頼るのではなく、地域の子供・若者が集うプラットフォーム（場）としての学校の特性を活かしつつ、子供・若者育成支援を推進していくことが求められている。

(児童生徒の多様化)

発達障害のある者を含め特別支援教育を受ける者¹⁹、外国にルーツを持つ者等²⁰が増加するとともに、性的指向・性自認（性同一性）に係る者や特定分野に特異な才能のある者がいるとの指摘もあるなど、児童生徒が多様化している²¹。

(自殺、不登校等生徒指導上の課題の深刻化)

児童生徒の自殺者数は過去最多²²となり、コロナ禍の影響も懸念されている。

また、小・中学校における不登校児童生徒数は、増加傾向が続き過去最多²³となっている。

高等学校における不登校生徒数、中途退学率は、若干改善の傾向²⁴が見られるものの、高校中退は、その後の自立にとって大きな困難要因となることが指摘されている。

小・中・高等学校等における、いじめの認知件数は、増加傾向が続き過去最多となり、うち重大事態も過去最多、インターネットやSNS（ソーシャルネットワークキングサービス）による誹謗・中傷も増加²⁵している。

19 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒平成25（2013）年度約17.4万人⇒令和元（2019）年度約27.8万人【文部科学省「学校基本調査」】

小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒平成25（2013）年度約7.8万人⇒令和元（2019）年度約13.3万人【文部科学省「通級による指導実施状況調査」】

20 日本語指導を必要とする児童生徒平成30（2018）年度約5.1万人。10年で約1.5倍に【文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」】

21 高等教育機関においても障害のある学生の増加、外国人留学生の増加等学生等が多様化している。

22 令和元（2019）年399人⇒令和2（2020）年499人【警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成】

23 7年連続で増加し、令和元（2019）年度には約18.1万人で過去最多。一方、不登校児童生徒等への教育機会の確保等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）が平成29（2017）年に施行されるなど、取組が強化されている。

24 中途退学者数令和元（2019）年度約4.3万人（前年度約4.9万人）、中途退学率令和元（2019）年度約1.3%（前年度約1.4%）

25 いじめの認知件数は、6年連続で増加し、令和元（2019）年度には約61万件。重大事態も723件で過去最多。「いじめの態様」のうち、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数は、令和元（2019）年度には約1.8万件、5年前の約2.3倍に上る。【注23から注25について、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」】

(教職員の多忙化・不足)

教員の長時間勤務²⁶による疲弊²⁷、公立学校教員採用選考試験における採用倍率の低下²⁸等が問題となるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置時間が十分でないことも指摘されている。

(学校の減少)

少子化の進行により、地域において学校が減少しており²⁹、学校教育の維持と質の保証が課題となるとともに、地域コミュニティの中心でもある学校の減少により、地域の更なる活力低下も懸念されている。

(情報化への対応)

諸外国に比して、我が国の生徒については、言語能力や情報活用能力等に課題があり、デジタル機器を「学び」に多く使わない傾向が明らかになっている³⁰。

また、学校におけるICT環境の整備等の遅れがコロナ禍で改めて浮き彫りとなった³¹ものの、GIGAスクール構想³²の下、学校のICT環境整備が加速されており、その有効活用が課題となっている。

③地域社会をめぐる現状と課題

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子供・若者の健やかな成長に重要な役割を有している。前述のとおり、家庭や学校が様々な課題を抱える中、「地域の子供・若者は地域で育てる」との観点から、地域社会に対する期待は大きい。

しかしながら、地域社会もまた、例えば以下のような課題を抱えており、家庭や学校を一方的に支え続けることは困難となっていることから、地域社会と家庭、学校等が互いを理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関

係（パートナーシップ）の確立等が求められている。

(つながりの希薄化)

近所付き合いをする人が減少傾向にある³³とともに、若年層を中心に、町内会・自治会等への加入や活動への参加を避ける傾向が指摘されるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

(地域活動の担い手の高齢化・固定化)

これまで地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきたシニア層の高齢化が進み、令和4（2022）年には団塊の世代が後期高齢者となり始める。

高齢化と人口減とがあいまって担い手が減り、特定の者に固定される中で、組織や活動が硬直化し、ますます若者を始め新たな者が参加しにくくなるといった悪循環も指摘されている。また、これまで地域のシニア層が中心的な役割を果たしてきた、通学路における見守り活動等が手薄になることも懸念されている。

(新たな住民の流入等)

東京等の都市部への若者の流出が続いており³⁴、地方のコミュニティ存続にとって大きな問題となっている。一方で、コロナ禍を機に、地方移住や二地域居住等への関心が高まり³⁵、テレワークの普及により、都心部からの転出増の動きも見られる³⁶。これまで地方移住に関心があっても、就労面での懸念等を抱いていたこと³⁷に鑑みれば、今後テレワークが定着することにより、地方移住の動きも定着、促進されていく可能性がある。

また、生産年齢人口の減少等により、外国人労働者やその家族たる子供・若者等の流入が進んでいる地域も多い。これら新たな住民のコミュニティへの円滑な受入れ、

33 現在の地域での付き合いの程度
付き合っている67.0%（平成29（2017）年1月）⇒65.4%（令和2（2020）年1月）
付き合っていない32.9%（平成29（2017）年1月）⇒34.3%（令和2（2020）年1月）【内閣府「社会意識に関する世論調査」】

34 東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への転入超過数は令和2（2020）年には約9.9万人に達している。このうち15歳～29歳の若者が約9割超を占める（約11.3万人、88.0%）。【総務省「住民基本台帳人口移動報告」】

35 例えば、令和2（2020）年12月時点で東京23区の20歳代の47.1%が、地方移住に関心があると回答しており、同年5月の42.9%、令和元（2019）年12月の38.9%と比較して高い数字になっている。【内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（第2回）】

36 令和2（2020）年7月以降、東京都においては転出超過となっている（同年12月まで確認）。東京都の転入・転出の状況を見ると、転入者数は4月以降前年同月に比べ減少、転出者数は8月以降前年同月に比べ増加となっている。なお、都全体の転出超過数が4,648人であるところ23区の転出超過数は6,211人（同年12月）【総務省「住民基本台帳人口移動報告」】

37 東京圏に在住者49.8%が地方暮らしに関心がある一方、移住への懸念・不安の1位は「働き口が見つからない」の50.8%【内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」】

26 平成28（2016）年において、小学校で月約59時間、中学校で月約81時間の時間外勤務が推計【文部科学省「教員勤務実態調査」】

27 令和元（2019）年度中における公立学校の教育職員の精神疾患による休職者数5,478人（全体の0.59%）【文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」】

28 教員採用選考試験における採用倍率は公立小学校では平成12（2000）年度12.5倍⇒令和2（2020）年度2.7倍。1倍台の教育委員会も存在。【文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」】

29 小・中学校がそれぞれ1校しかない市町村が233（13.3%）、公立高等学校が1校以下の市町村が1,088（62.5%）。【文部科学省「学校基本調査」】

30 国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能7 OECD生徒の学習到達度調査（PISA）—2018年調査国際結果報告書』

31 コロナ禍における「同時双方向型のオンライン指導」の実施状況は、公立学校の設置者単位で約15%にとどまった。【文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」】

32 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現をめざす構想。

新旧住民の共生等も課題となっている。

④情報通信環境をめぐる現状と課題

急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等に伴い、子供・若者が過ごす「場」としての情報通信環境（インターネット空間）の存在感は格段に大きくなっている。

教育や行政、医療等、あらゆる分野でデジタル化が加速する中、例えば以下のようなインターネット利用の利点を拡大し、弊害を縮小していくことが求められている。

（インターネット利用の利点）

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等乗り越え、必要な知識やスキルを身につけたり、防災情報を含め最新の情報を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとったりすること等が容易になる。外出自粛を余儀なくされたコロナ禍は、これらインターネットの重要性を更に強く認識させた。

Society5.0³⁸時代にあって、社会・経済活動においてもインターネットは必須のツールとなっており、インターネットを活用して新たなコンテンツ・サービスや専門的知見等を生み出し、社会・経済に大きなインパクトを与えた若者の例も多い。

（インターネット利用の弊害）

子供・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいる³⁹。さらに、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害⁴⁰、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻になっている。

⑤就業をめぐる現状と課題

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要である。働く場は、生活の糧を得るだけでなく、若者の成長、自己実現の場でもある。

38 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

39 インターネット利用率（平成27（2015）年⇒令和元（2019）年）6～12歳：74.8%⇒80.2% 13～19歳：98.2%⇒98.4%【総務省「通信利用動向調査」】
・インターネット平均利用時間（平日1日当たり）（平成27（2015）年度⇒令和元（2019）年度）
小学生：84.8分⇒129.1分 中学生：127.3分⇒176.1分
高校生：192.4分⇒247.8分 全体：141.8分⇒182.3分
・例えば、小学校入学前の5歳でも利用時間は77分に達している。
【内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」】

40 SNSに起因する事犯の被害児童数1,652人（平成27（2015）年）⇒1,819人（令和2（2020）年）【警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」】

若者の就業をめぐるっては、近年、失業率や平均賃金等の指標⁴¹が改善傾向にあったものの、コロナ禍による悪化が懸念されている。

さらに、例えば以下のような課題が生じており、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を存分に発揮していけるよう、困難な状態にある若者の自立や社会参加に向けた支援を含め、総合的な取組の推進が求められている。

（長期間就業等をしていない者の存在）

近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーターの割合は減少傾向にある⁴²。一方、若年無業者（ニート）の割合はコロナ禍前においても減少しておらず⁴³、長期間ひきこもり状態にある者も少なくない⁴⁴。

（起業意識等の低さ）

起業は、経済社会に新陳代謝をもたらす、経済成長を支え、社会をより多様なものにするものである。しかしながら、我が国においては、起業への意識や実績が低く⁴⁵、柔軟な発想と旺盛な行動力を有する若者の、起業へのチャレンジが期待されている。

（求められる能力の高度化）

社会が求める人材像は、Society5.0時代にあってイノベーションを生み出す人材、持続可能な社会の創り手となる人材、ポストコロナ時代における社会変革の推進力

41 完全失業率（男女計）

15～19歳 20～24歳 25～29歳
5.1% 5.6% 5.1%（平成27（2015）年）
2.5% 4.2% 3.6%（令和元（2019）年）
4.5% 4.6% 4.2%（令和2（2020）年）

【総務省「労働力調査」】

・平均賃金（25～29歳）

正社員・正職員240.6千円（平成27（2015）年）⇒249.5千円（令和元（2019）年）

正社員・正職員以外192.4千円（平成27（2015）年）⇒198.9千円（令和元（2019）年）

【厚生労働省「賃金構造基本統計調査」】

42 ・非正規雇用者比率

男女計15～24歳 29.7%（平成27（2015）年⇒24.7%（令和2（2020）年）

25～34歳 27.3%（平成27（2015）年⇒23.5%（令和2（2020）年）

【総務省「労働力調査」】

・15～34歳人口に占めるフリーターの割合の推移

男性5.8%（平成27（2015）年）⇒5.2%（令和2（2020）年）

女性7.0%（平成27（2015）年）⇒5.7%（令和2（2020）年）【総務省「労働力調査」】

43 15～39歳人口に占める若年無業者の割合

男女計2.1%（平成27（2015）年）⇒2.7%（令和2（2020）年度）【総務省「労働力調査」】

44 p.134参照

45 OECDのEntrepreneurship at a Glance 2015によると、日本は「起業して失敗することを恐れる」との回答者が最多、「学校で起業家精神を学んだ」との回答者が最小。日本の開業率は平成30（2018）年度4.4%。米（平成28（2016）年）英（平成29（2017）年）等は10%超【中小企業白書等】

となる人材等様々に表現されるが、課題発見・課題解決力等、より高い能力が求められている点に変わりはない。

(外国人労働者等の増加)

グローバル化や生産年齢人口の減少等に伴い、外国人労働者やその家族たる子供・若者等が今後ますます増加することが予想されており、その就業や生活への支援、職域や生活の場における共生、協働等が課題となっている。

(テレワーク等の普及)

コロナ禍を機に、テレワークやウェブ会議等が急速に普及し⁴⁶、これに伴いオフィスの縮小や地方移転の動きも見られる。テレワークに関しては、コミュニケーションの不足やオン・オフの切り替えの難しさ等、問題点も指摘されているが、自室を始め働きやすい場所を自ら選んで働けることは、心身や時間等の面で通勤、出張等に困難を有する者や、世代的にICTの活用に長けている若者にとって特にメリットが大きく、その定着と更なる普及が課題となっている。

第2 子供・若者育成支援の基本的な方針及び施策

子供・若者を取り巻く状況や、子若法⁴⁶の目的（第1条）及び基本理念（第2条）等を踏まえ、以下の5本の柱を基本的な方針として設定し、子供・若者育成支援を総合的に推進する。

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

5本の柱ごとの趣旨及び基本的な施策は以下のとおりとし、具体的な施策は別紙（※品川区注：p.141の「施策の具体的内容」のこと）に示す。

なお、子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題（アジェンダ）の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適時・適切に行う。

1 全ての子供・若者の健やかな育成

全ての子ども・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（Well-being）に、自立して生き抜く基礎を形成できるよう、育成する。

○基本的な生活習慣の形成・定着、基礎学力の保障、体力の向上、インターネットを適切に活用する能力を含むコミュニケーション能力の育成、自己肯定感・自己有用感、社会形成に参画する態度、規範意識、思いやりの心の涵養等に取り組む。

○公立小学校において35人学級を推進するとともに、GIGAスクール構想による1人1台のICT環境を活かしつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。あわせて、自然体験、芸術・伝統文化体験、地元における社会体験等、リアルで多様な体験活動を充実し、リアルとバーチャルの最適な組合せにより、バランス良く子供・若者を育成する。

○有害環境対策や防犯・防災対策等により、子供・若者の安心・安全を確保するとともに、子供・若者自身が、発達段階に応じ、性被害やSNSに起因するものを含む犯罪や災害、感染症、事故等から自らの安全を守るとともに、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう、体系的に安全教育、健康教育を推進する。とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児等に関する教育を充実させる。

○成年年齢の引下げに円滑に対応するため、消費者教育や消費者保護等の取組を推進するとともに、引き続き20歳になるまでは禁止される飲酒・喫煙の防止を図る。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、子供・若者や家族にとって身近な学校における相談体制の充実を図る。あわせて、学校外の相談体制、特に、子供・若者育成支援に関する地域住民からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）の設置を加速するとともに、機能の充実を図る。

○子供・若者が、発達段階に応じ、主体的に他者に相談し支援を求められることができるよう、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、自らの思いや状況等を的確に言葉にできる力を育むとともに、SOSの出し方や相談方法、相談先等についての教育・啓発、自らに保障されている人権・権利や雇用、消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を図る。あわせて、子供・若者の意見を適切に聴き取り、代弁するなどの取組を推進する。

○子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、その後の自立にとって大きな困難要因となる高等学校等の中途退学の防止を図る。

○二度と「就職氷河期」を作らない観点からの取組を含め、円滑な就職支援と職場定着、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、学び直しの推進等により、若者の

46 令和2（2020）年12月のテレワークの実施率（全国）21.5% [内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（第2回）]

雇用安定化と所得向上、セーフティネットの確保を図る。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難を有する子供・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時においても途切れることなく支援する。

- 様々な社会問題に共通する背景として指摘される孤独・孤立について、孤独・孤立対策担当大臣のリーダーシップの下、現場で活動するNPO等と密接に連携・協働しつつ、実態把握を含め、総合的な対策を企画・立案し、推進する。
- 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行う「横のネットワーク」と、子供・若者期の年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による重層的・継続的な支援の推進体制として、「子ども・若者支援地域協議会」の地方公共団体における整備を加速するとともに、各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。
- 困難を有する子供・若者やその家族への支援に際し、それぞれの状況や要因（精神疾患等を含む。）に応じ、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）、問題の長期化を踏まえた伴走型の継続支援、問題の多重化を踏まえたチームによる支援、専門家だけでなく身近な人が加わった形での支援、SNSによる相談等を推進する。
- コロナ禍の影響も懸念される自殺への対策については、「自殺総合対策大綱」⁴⁷等に基づき、SNSを活用した相談体制の充実、孤立を防ぐ居場所づくり、自殺の原因・対策等に関する多角的な調査研究等、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を推進する。
- 子供や若者の自殺が増えている中、SOSの出し方を学ぶとともに、心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方についても学ぶことができるような取組を推進する。
- 児童虐待については、児童相談所における相談対応件数の大幅な増加等を踏まえ、発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護、自立支援、継続的な心のケア等に至るまでの一連の対策の更なる強化、児童福祉司の増員等児童相談所の体制整備等を図るとともに、虐待を受けた子供等を、里親家庭やファミリーホーム等、より家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護を推進する。
- 子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖する

ことを防ぐため、「子供の貧困対策に関する大綱」⁴⁸に基づき、支援が届きにくい家庭の早期発見・早期対応等、対策を一層推進する。また、経済的困難を抱える若者に対し、奨学金の返還困難時の支援制度等、セーフティネットの確保と周知を推進する。

- ひきこもり状態にある子供・若者やその家族に対しては、長期にわたり困難な状況が継続することがないように、精神疾患、発達障害、失職等、その要因の多様性等を踏まえつつ、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進する。
- 家族の介護等を行う、いわゆるヤングケアラーに対しては、実態を調査し、課題について検討を進める。その結果等を踏まえ、関係機関の連携の下、必要な取組を推進する。
- 不登校、いじめ問題に対しては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を推進する。
- 障害のある子供・若者については、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、特別支援教育や生涯学習、就労支援等の充実を図る。
- 在留外国人の子供・若者に対しては、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。
- 子供・若者及びその家族が、不当な差別的取扱いを受けることのないよう、背景となる事案に関する正しい知識の普及や、情報の真偽を確認する態度等の育成を含め、教育・啓発を推進する。
- その他、子供・若者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対し、市町村による包括的な支援体制の構築、SNSや電話による相談体制の拡充等の取組を支援する。

3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援する。

- 異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、英語等によるコミュニケーション能力等を培う教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ等を推進し、グローバル社会で活躍できるよう、応援する。

47 平成29年7月25日閣議決定

48 令和元年11月29日閣議決定

- ESD⁴⁹を推進し、持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、応援する。
- 理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育⁵⁰等を推進し、イノベーションの担い手となる科学技術人材や若手起業家等を育成するとともに、特定分野に特異な才能のある子供・若者を、存在感のある「出る杭」として、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。
- 地方公共団体、地元企業、大学等が連携して地域産業を担う若者を育成する取組を推進するとともに、地域に移住したり、遠隔からICTを活用したりして地域おこしに活躍する若者を応援する。
- 子供・若者の社会参画・社会貢献活動を応援する。その一環として、子供・若者の社会貢献に対する内閣総理大臣表彰等について、活動事例を広く周知するとともに、歴代受賞者をネットワーク化するなど、更なる活躍を応援する。また、子供・若者の社会参画・社会貢献活動の支援等、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む地方公共団体等も賞の対象とする。

4 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、安心・安全な居場所として、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進する。

- 家庭教育支援の充実や魅力ある学校づくりを推進するとともに、全ての子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような居場所（サードプレイス）を増やす。さらに、公衆衛生や安全に配慮した適切な環境の下、外遊び等各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。
- 地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センターの設置を推進するとともに、全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て行う体験・交流活動の充実を図る。
- SNSに起因する子供・若者の被害事犯の増加等を踏ま

49 Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分のできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。令和元（2019）年12月の国連決議においては、ゴール4（教育）の中で持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものと位置付けられている持続可能な開発のための教育（ESD）が、その他の全てのSDGsの達成への鍵であることも確認されている。

50 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

え、フィルタリング利用率⁵¹の向上や、フィルタリングの促進だけでは防ぎ切れない被害の存在やインターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえたペアレンタルコントロール⁵²による対応を推進する。

- 家族で過ごす時間、父母等が子供・若者と向き合う時間、若者が自己啓発、地域活動等を行うための時間等の増加や、困難な状況を抱える若者の自立・社会参加等に資するよう、テレワーク等の多様で柔軟な働き方や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保等に向けた取組を推進する。
- 地域団体について、子供・若者を始めとする多様な意見を柔軟に取り入れつつ運営・組織の活性化を図るとともに、日常的なボランティアを始め活動への参加を促進する。
- 一人の子供・若者をも取り残すことなく、その育成支援に取り組むことは、「誰一人取り残さない」ことをうたったSDGsの達成に向けた取組そのものであり、次代の社会を担う子供・若者への投資は、SDGsへの投資に他ならない。このような観点から、子供・若者育成支援に向けた機運を高め、官民挙げた取組・投資を促進する。

5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子供・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう、支援する。

- 子供・若者の生育状況等に関する各種指標を分かりやすく整理した「子供・若者インデックスボード」を作成・公開し、社会全体で共有する。これにより、家庭、学校、地域、行政、企業、NPO、研究機関等、各ステークホルダーによるそれぞれの得意分野や知見等を活かした取組や、それぞれの連携・協働を促進しつつ、現役世代を含め、新たな担い手の確保を図る。
- 子供・若者自身や家族が、互いに他の子供・若者やその家族を支え合うピアサポートの取組を含め、子供・若者自身が支援の担い手となりつつ成長していく取組を推進する。

51 子供のインターネット利用に関し、フィルタリングを利用するとした保護者の割合は、第4次青少年インターネット環境整備基本計画に基づく取組により、以下のとおり回復傾向にある。

41.4%（平成27（2015）年度）⇒36.8%（平成30（2018）年度）⇒37.4%（令和元（2019）年度）⇒40.6%（令和2（2020）年度）
[内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」]

52 保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。その中には、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）、非技術的手段（親子のルールづくり等）が含まれ、また、二つの手段とも、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための手段が含まれる。

- 各地の子ども・若者支援地域協議会や、子ども・若者総合相談センターの全国ネットワーク化（ネットワークのネットワーク）や、各種研修修了者のネットワーク化等、担い手の共助を全国規模で推進する。
- 子供・若者の成長に関わる様々な専門職、支援者の養成・確保を推進するとともに、その安定的な活動を支援する。
- 子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において、社会参加活動への支援を含め、子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成・確保を図るとともに、その安定的な活動を支援する。
- 子供・若者の抱える問題の多重化・複雑化を踏まえ、専門分野を横断した研修の充実、専門分野や組織の枠を超えた連携・協働を、適切かつ円滑な情報共有を含め、推進する。
- 担い手が限られがちな地方における人材の養成・スキルアップ等に資するため、ウェブ会議等オンラインによる研修・会議、助言等の充実を図る。
- 子供・若者育成支援におけるAI等のデジタル技術やデータの活用（Child-Youth Tech：チャイルド・ユース・テック）を推進し、テクノロジーで担い手をアシストする。

第3 施策の推進体制等

(1) 施策の点検・評価

大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たっては、子供・若者の多様化や、課題の複雑化・重層化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、単一・少数の指標ではなく、多種多様な指標を「子供・若者インデックス」として以下の4つの観点から設定する。

①子供・若者の意識に関するデータ

子供・若者の意識調査から、子供・若者の健全育成の状況を把握する上で特に重要と考えられる項目（自己肯定感・自己有用感、チャレンジ精神、将来への希望、安心な居場所とを感じる場所等）を抽出する。

②子供・若者を取り巻く状況に関するデータ

第1において掲げた現状・課題に関するデータから、子供・若者を取り巻く状況を理解する上で特に重要と考えられる項目（子供・若者の自殺者数、ひきこもり状態にある者の数、不登校者数、高等学校の中途退学率、若年無業者・フリーターの割合等）を抽出する。

③子若法に基づく計画・機関等に関するデータ

地方公共団体における子ども・若者計画の策定状況、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター及び関係相談機関の整備状況。

④他の法律に基づく基本計画・大綱等における子供・若者育成支援に関するデータ

近年、各分野において法律に基づく基本計画・大綱等の策定が進むとともに、その中に指標等が盛り込まれてきている。これら分野ごとの指標等に横串を入れ、子供・若者育成支援に関する指標等を抽出・整理する。

子供・若者インデックスについては、内閣府において各省庁と協議の上、令和3年版子供・若者白書⁵³において設定するとともに、これらを分かりやすく可視化した「子供・若者インデックスボード」を作成し、同年版以降の同白書やホームページ等で広く公開する。

それらを参考に、有識者や子供・若者の意見を聴きつつ、総合的・多面的に点検・評価を行い、施策の改善・充実に図るPDCAサイクルを回すことにより、社会総掛かりで子供・若者育成支援を推進する。

また、個々の施策の点検・評価に当たっても、各指標とのつながりを意識するとともに、数値だけでなく、定性的な事実（企画・実施過程における子供・若者を始めとする多様な視点・意見の反映、受託団体等の担い手の意欲を引き出す取組等）を把握しつつ行う。

(2) 調査研究

国、地方公共団体、民間団体等による子供・若者育成支援や、家庭、学校、地域、職域等における子供・若者の育成に資するため、子供・若者やその家族、支援者、支援施策等の現状・課題等に関し、調査研究を推進する。

その際、子供・若者の意識調査等、経年で変化を把握すべき基幹的な調査研究について、分析をより一層充実させるなどの改善を図りつつ継続実施するとともに、子供・若者を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要な調査研究をタイムリーに実施する。

(3) 広報・啓発

児童の権利に関する条約、子若法の趣旨にのっとった取組が推進されるよう、その内容について普及を図るとともに、必要な者に必要な支援が確実に届くよう、SNS等多様な媒体を活用しつつ、支援施策の周知徹底を図る。

子供・若者育成支援施策の全体像を示した本大綱については、ジュニア向けの広報媒体を子供・若者の参画の下で作成し、広く公開するとともに、毎年11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」として設定し、本大綱に基づく取組を国民運動として総合的に展開する契機とする。また、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として設定し、青少年の非行・被害防止に向けて、国民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。さらに、「家族の日」

53 子若法第6条に基づき、政府として国会に提出し、公表する報告文書。

や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

(4) 国際的な連携・協力

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

(5) 施策の推進等

(子供・若者の意見の反映)

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、その形成過程において子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集や、直接参加型の意見交換等を推進する。

(国の関係機関間の連携・協働の促進)

施策の立案・審議段階から運用、評価段階に至るまで、本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に縦割りを超え、関係行政機関・組織相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

(地域における取組の推進)

地方公共団体における子ども・若者計画の策定等を支援するとともに、様々な主体による全国各地における先進事例の共有等により、地域における取組の充実を図る。

(大綱の見直し)

本大綱については、おおむね5年を目途に見直しを行う。ただし、予測不能な形で社会変化が起きる状況も踏まえ、社会情勢や政策動向等に応じ適時改定を行いつつ、3年目に当たる令和5年度に中間評価を行い、政策的に関連の深い他の大綱等の改定時期に合わせる方向で更に検討し、結論を得る。

施策の具体的内容（別紙）

1 全ての孩子・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

①日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

子供の生活習慣について、社会全体で子供たちの生活リズムの向上を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民

運動等を通して、家庭、学校、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持つことから、その一層の普及・充実を図る。さらに、衛生管理の一層の改善・充実を図るとともに、学校給食における地場産物の活用を始めとした、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。あわせて、全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努める。また、栄養教諭配置の地域による格差を解消すべく、より一層の配置を促進する。

(規範意識等の育成)

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進する。

(体験活動の推進)

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

(読書活動の推進)

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

(生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習した成果が

適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。また、学び直し等を通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

②学力の向上

(新学習指導要領の目指す姿)

知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養の実現に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する。

(個に応じた指導の充実等)

小・中学校段階において、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善を推進する。

また、学校生活になじめない子供に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を一層推進する。

(特色・魅力ある高等学校教育の実現に向けた取組)

小・中学校段階での学習内容の確実な定着を図ることを含め、高校生の多様な実態や学習ニーズに応じた特色・魅力ある教育活動を推進する。

(学校教育の情報化の推進)

GIGAスクール構想において整備された学校ICT環境の効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教職員のICT活用指導力の向上と負担の軽減を図るとともに、児童生徒の情報活用能力の向上に努め、学校でのICT活用が当たり前である社会を作り上げる。

(少人数学級の実施等)

ICT等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、今後どのような状況においても子供たちの学びを保障するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律⁵⁴を改正し、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間で、小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げ、必要な教職員定数を計画的に改善する。

このことにより、子供の反応や理解度に応じた指導、障害のある子供等教育的ニーズに応じた指導、協働学習等の学習活動・機会の充実を通じた学力・学習面の育成を図るとともに、個々の子供の抱える課題への丁寧な対応や、家庭との緊密な連携等、生徒指導面での充実も図っていく。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流等を

通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションが取れるようになるための支援を充実させる。

③大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

①健康教育の推進と健康の確保・増進等

(健康教育の推進)

がん教育、薬物乱用防止教育を推進するとともに、児童生徒が心の健康に関する知識、月経に関する知識等も含め発達段階に応じた性に関する知識等を身に付けられるよう、養護教諭の参画や専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実を図る。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、児童・生徒における痩身傾向児の割合を減少させるための取組を進める。また、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率を減少させることを目標として、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育等各種の取組を推進する。

(妊娠・出産・育児等に関する教育)

妊娠や出産、育児等に関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするという体験活動を推進する。

(10代の親への支援)

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、NPO等と連携したアウトリーチやSNS等を活用した相談支援、女性健康支援センターにおける産婦人科等への同行支援等を実施する。

(安心で安全な妊娠・出産、産後の確保等)

安心で安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、

54 昭和33年法律第116号

成育基本法⁵⁵を踏まえ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実に取り組む。また、「少子化社会対策大綱」⁵⁶に基づき、子育て世代包括支援センターの整備を図るとともに、産後ケア事業の全国展開を目指すことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。

②子供・若者に関する相談体制の充実 (自ら考え自らを守る力の育成等)

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、発達段階に応じつつ、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力を育むとともに、子供・若者に対する各種相談窓口や相談方法についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等により、自ら考え自らを守る力を育成する。

(子ども・若者総合相談センターの充実)

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)の地方公共団体における整備及び機能の向上に資するよう、アドバイザーの派遣、優良事例の紹介、関係者への研修等の支援を行う。加えて、各地の当該センター間の連携(ネットワークのネットワーク)を推進し、全国的な共助体制を構築する。

(学校における相談体制の充実)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用等相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進するとともに、学校医等と連携した健康相談の実施を引き続き推進する。

(地域における相談体制の充実)

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、子供・若者が消費者トラブルに巻き込まれた場合の迅速かつ適切な対応に資するため、消費生活相談窓口の周知を行う。

(いじめ防止対策等)

いじめの重大事態の発生件数の増加を踏まえ、いじめ

防止対策推進法⁵⁷や「いじめの防止等のための基本的な方針」等の周知等を通じ、学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センターや警察、医療機関等の関係機関等と連携した取組等を促進する。

(暴力対策等)

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活用を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

(人権擁護)

法務省の人権擁護機関において、「子どもの人権を守ろう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、年間を通じて講演会の開催や啓発冊子の配布により、各種人権啓発活動を実施する。

また、専用相談電話「子どもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権SOS-eメール)」の開設、「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を通じて、青少年の人権問題についての相談を実施するとともに、このような相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずる。

③被害防止等のための教育・啓発

(安全教育)

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進する。

(生命を大切にする教育)

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図る。

(情報モラル教育)

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育において、犯罪

55 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)

56 令和2年5月29日閣議決定

57 平成25年法律第71号

被害を含む危険の回避等情報を正しく安全に利用できるようにするための教育や啓発活動を推進する。

(労働者の権利保護)

労働関係法令等労働者の権利に関する知識を身に付け、適切に活用できるようにするための教育・啓発を推進する。

(消費者教育)

子供・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、学校教育においては、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等の社会変化を踏まえ、効果的な教材の開発や積極的な情報発信等を行うとともに、学習指導要領の周知を図り、各教科等において充実した消費者教育の実践を推進する。また、大学等においては、学生の持つ様々な側面に応じ、積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

(3) 若者の職業的自立、就労等支援

① 職業能力・意欲の習得

(キャリア教育の推進)

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その中で、小学校から高等学校までのキャリア教育を振り返る教材を導入し、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

(能力開発施策の充実)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供する。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進する。

② 就労等支援の充実

(新卒者等に対する就職支援)

第二の就職氷河期世代を作らないためにも、新卒応援ハローワーク等において、就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談等、就職に向けたきめ細かな支援を引き続き行う。また、経済団体等に対し中長期的な視点に立った採用を行うよう必要に応じて要請を行うとともに、若者雇用促進法⁵⁸に基づく指針を踏まえ、少なくとも3年以内既卒者が新卒者の採用枠に応募できるよう改めて周知徹底するなどの取組を進める。

(職業的自立に向けての支援)

わかものハローワーク等において、フリーターに対して、就職支援ナビゲーターによる担当者制による個別支援を通じ、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を目指す。

さらに、非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を行い、全国のリカレント教育のニーズに応え、円滑な就職・転職を促す取組を行う。

(非正規雇用対策の推進)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ転換できるように推進するとともに、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策に取り組む。

(若者雇用促進法の施行による就職支援)

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした若者雇用促進法に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組みや、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業について認定する仕組み等の着実な実施を推進する。

(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進)

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、

58 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

過重労働や賃金不払残業等若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

(4) 社会形成への参画支援

(社会形成に参画する態度を育む教育の推進)

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題等、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

(ボランティア活動等による社会参画の推進)

ボランティア活動等を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

(子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築)

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への支援を重層的に行うための拠点（子ども・若者支援地域協議会）の地方公共団体における整備及び機能向上に資するよう、アドバイザーの派遣、優良事例の紹介、関係者への研修等の支援を行う。加えて、各地の当該協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）を推進し、全国的な共助体制を構築する。

さらに、年齢による切れ目なく適切な支援が提供されるよう、当該協議会と、児童福祉法⁵⁹に基づく要保護児童対策地域協議会やポスト青年期を過ぎた者を支援する機関・団体との連携を促進する。

(アウトリーチの充実)

困難を有する子供・若者やその家族に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。また、積極的なアウトリーチ（訪問支援）により、顕在化していない支援のニーズについても掘り起こしていくことが重要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

(2) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

(ひきこもりの支援)

都道府県及び指定都市に設置されているひきこもりの専門的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターが、

精神保健福祉センター、保健所、自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、民間支援団体、医療機関等の関係機関と連携して相談・支援を行う。

また、より身近な場所でも対応できるよう、市町村におけるひきこもり支援体制の構築に向けて、ひきこもり相談窓口の明確化及び周知、地域における支援対象者の実態やニーズの把握、関係機関による市町村プラットフォームの設置を進め、アウトリーチを含めた相談支援や当事者個々に適した居場所づくりを進める。加えて、多様な関係機関の連携による寄り添った支援が実施されるよう、ひきこもり支援に従事する者の養成を進める。

(不登校の子供・若者の支援)

不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、公と民との連携による施設の設置・運営等教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実、自宅等でのICTの活用等多様な教育機会の確保等、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講ずる。

(ニート等の若者の支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進する。

(高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援)

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

② 障害等のある子供・若者の支援

(障害のある子供・若者の支援)

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、特別支援学校等における児童生徒に向けて学校卒業後も見据えた生涯学習への意欲向上を図り、障害のある子供・若者が継続的に生涯学習活動やスポーツ活動、文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

59 昭和22年法律第164号

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

（発達障害のある子供・若者の支援）

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、障害児通所支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育推進センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

（障害者に対する就労支援等）

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援事業所等で働く障害のある人の賃金・工賃の向上を図るとともに、福祉施設から一般就労への移行促進を図る。

（障害者に対する文化芸術活動の支援）

障害者による文化芸術活動を支援する拠点の全国的整備や先導的な取組への支援等により、鑑賞や創造の機会の拡大、発表の機会の確保等を図り、障害者の文化芸術活動を推進する。

（慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援）

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律⁶⁰に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して、その状況に応じた就労支援等を推進する。

小児がん患者等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備が求められており、多様な解決策が

ありうるが、どのような体制が、より望ましいのか、より実効性が高いのかについて、具体例を調査するなど検討を進める。

（AYA世代のがん患者の支援）

小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等に対しても、将来子供を出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図るとともに、その有効性・安全性のエビデンス創出に向けた研究を促進する。

また、AYA世代のがん患者にとって、更に重要となりうる就労やアピアランスケアを含む治療と生活等の両立を支援するために、適切な情報提供・相談支援がなされるよう体制整備や人材育成を促進する。

③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

（総合的取組）

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会等の活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

（非行防止、相談活動等）

少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進する。

また、民間ボランティアや地域住民、関係機関等との連携や非行情勢等の情報発信を通じて、社会全体として少年に対する理解を深め、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の向上を図る。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

（薬物乱用防止）

子供・若者による大麻等の薬物の乱用防止対策につい

60 平成26年法律第50号

ては、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化等、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。

加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進等、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

(加害者に対するしよく罪指導と被害者等への配慮)

加害者に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害者のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者やその家族又は遺族の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者等への配慮に努める。

(施設内処遇を通じた取組等)

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。また、地域における非行及び犯罪の防止に資するため、関係機関と連携しながら、情報の提供等子供・若者に対する必要な支援や地域社会の非行等の防止に取り組む。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・刑事施設において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や、通信制高等学校との連携により在院中から高等学校で学ぶ機会を提供するほか、退院者等からの相談制度を活用し、関係機関と連携しながら相談に対応していく等、出院後においても個々のニーズに合わせた支援を行う。

(社会内処遇を通じた取組等)

保護観察対象者に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った子供・若者を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

④子供の貧困問題への対応

(子供の貧困対策)

「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく。

(教育の支援)

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等による高校生への就学支援、給付型奨学金や授業料減免等による大学生等への就学支援等、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り組む。また、厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な者に対しては返還を猶予するなど、返還者の負担軽減に取り組む。

また、教員定数加配措置等による学校教育における学力保障・進路支援やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の充実、将来の貧困を予防する観点からの高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートの実施、夜間中学校の設置促進等、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けた総合的な取組を推進する。

さらに、地域住民等が参画する放課後等の学習支援・体験活動等により地域と学校の連携・協働を推進するとともに、家庭教育支援の充実、自然体験活動等の実施により、地域の教育資源を活用した取組を推進する。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子

供を対象に、生活困窮者自立支援法⁶¹に基づき、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、学校において、月経に関する指導を児童生徒の実態に応じて行うとともに、学校で生理用品を必要とする児童生徒への対応がなされるよう教育委員会等に対し促す。

(生活の支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、生活困窮者自立支援相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。

また、子供に対するしつけや教育等が十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進するとともに、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供を対象に、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。

学校給食については、家庭の経済状況にかかわらず、児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図っており、引き続き、学校給食の一層の普及・充実を推進する。また、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行う。

(保護者に対する就労の支援)

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援

に関する特別措置法⁶²の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(住宅の支援)

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給、子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化の促進、子育て世帯を含む市場において自力で住宅を確保することが難しい者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進並びに居住支援協議会及び居住支援法人による居住の安定の確保に向けた取組への支援等を行う。

(経済的支援)

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給等により、必要な保護を行う。令和2年度児童扶養手当法改正による児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しについて、円滑な施行を図るとともに、養育費確保の実効性向上策を着実に実施する。

(調査研究等)

子供の貧困対策の推進に資するよう、実態等の把握・分析を行い、子供の貧困に関する指標の在り方の検討を含め、その成果の対策への活用を図るとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に取り組む。

(官公民の連携した取組)

「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体による取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、都道府県のみならず市町村において、地域の実

61 平成25年法律第105号

62 平成24年法律第92号

情を踏まえた子供の貧困対策が、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ効果的に実施されるよう、適切な支援を行う。

⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援 (自殺対策)

日本は主要先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因の第1位が自殺となっており、また令和2(2020)年には小中高生の自殺者数が過去最高値となるなど、深刻な状況にある。このような状況を鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくり、SNS等を活用した相談体制の充実、SOSの出し方に関する教育等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。さらに、コロナ禍による諸問題が自殺者の増加に影響を与えている懸念があることを踏まえ、自殺を考えている方に対する対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、相談員等の養成及び質の確保、自殺防止対策の情報発信の強化を図る。

(ヤングケアラーに対する支援)

いわゆるヤングケアラーの問題に対応するため、家族の介護等を行っている子供の実態を調査し、課題について検討を進める。その結果等を踏まえ、関係機関の連携の下、必要な取組を推進する。

(父母の離婚等に伴う問題への対応等)

父母の離婚等により生ずる深刻な子の貧困問題に対応するため、離婚前後親支援を強化するとともに、不払い養育費・婚姻費用問題の速やかな解消を図る。離婚後の子の養育の在り方や未成年養子及び離婚に伴う財産分与に係る民事法制の見直しについては、子の最善の利益の観点から、法制審議会において検討を行い、離婚後の子供の安全・安心な環境と良質な監護を確保する。

(外国人材の受入れ・共生)

日本で生活する上で様々な困難に接している外国人の子供・若者やその家族を含め、日本に在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」⁶³の各施策を着実に推進する。

(外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等)

我が国に在留する外国人の子供が増加していることに鑑み、就学に課題を抱える外国人の子供が学習の機会を

逸することのないよう、就学状況等の把握や円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導・生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図る。

さらに、外国人の児童、生徒等を含む外国人等に対する地域の日本語教育環境の強化のための支援や、地域における日本語の学習機会を確保するための取組等への支援を行うとともに、子育てや就学に関する情報の多言語化を推進するなど、母語による子育てや母語・母文化の学びを尊重し、配慮する。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

(不当な偏見・差別の防止・解消)

性的指向・性自認(性同一性)や特定の疾患を理由とするものを含め、子供・若者等に対する不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進するとともに、相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずる。

(3) 子供・若者の被害防止・保護

①児童虐待防止対策

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応)

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減するよう努める。

また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」⁶⁴を受け、平成30(2018)年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に基づき、児童相談所及び市町村の体制強化を図る。なお、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童福祉司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、令和3(2021)年度に約5,260人の体制となることを目指す。

63 平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

64 平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定

(社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり)

虐待を受けた子供等社会的養護が必要な子供をより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託の推進を図る。

また、児童養護施設に入所していた子供等に対して、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する。さらに、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

加えて、子供の家庭復帰支援のため、より効果的な保護者指導を行うことができるよう、その実施を担う専門人材の養成等に取り組む。

②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(子供・若者の福祉を害する犯罪対策)

児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策については、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」⁶⁵、「第5次男女共同参画基本計画」⁶⁶に基づき、関係府省庁が緊密な連携を図りながら政府全体で対策を実施する。

特に、近年、増加傾向にあるSNSに起因する子供の犯罪被害を防止するため、保護者に対する啓発活動、児童・生徒に対する情報モラル教育、事業者による自発的な被害防止対策への支援を推進するとともにSNSに起因する事犯の取締りを強化する。

また、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。

(犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応)

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

(自国の伝統・文化への理解促進等)

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

(外国語教育の推進)

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化等、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

(海外留学と留学生受入の推進等)

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受入れ、就職等卒業後の進路に至るまでの受入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階では、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業等のリーディング・プロジェクトの推進を通じて、イノベティブなグローバル人材を育成するための高校教育改革と高大接続改革を推進する。

(海外子女教育の充実)

在外教育施設への教員派遣の拡充等、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

(オリンピック・パラリンピック教育の推進)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験等を通じた共生社会への理解促進等を行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

(大阪・関西万博を契機とした学習機会の提供)

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される大阪・関西万博を契機として、子供・若者に対し、SDGsや地域・社会の課題を学ぶ機会や、自らの才能を世界に向けて発信する機会を提供する。

65 平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定

66 令和2年12月25日閣議決定

IIの第5分野の3として「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」について規定

(ESDの推進)

未来を担う若者がグローバルな課題の解決に貢献する人材として成長・活躍できるよう、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育であり、ユネスコ（UNESCO：国際連合教育科学文化機関）が中心となり取り組まれているESDを推進する。具体的には、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置づけ、ユネスコスクール全国大会の開催等を通して持続可能な社会の創り手を育成する。

(国際交流活動)

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

(2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成**(理数系教育・STEAM教育等の推進)**

生徒の科学技術、理科・数学への関心を更に高め、その個性や能力を一層伸ばしていくことを目指し、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールを推進するとともに、突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため、大学・民間団体等が実施する合同合宿・研究発表会等学校外での学びの機会や、国際科学コンテストの支援等国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。さらに、文理の枠を超え、STEAM教育等、教科等横断的な学習を推進し、探究力を育成する。

(若手研究者の支援)

意欲と能力のある学生が大学院に進学し、我が国の将来を担う研究者として活躍できるよう、博士課程の学生及び博士課程修了者等に対する経済的支援や研究費の獲得の機会を保証するとともに、自らの研究活動に専念することができる環境整備や産業界も含めた多様なキャリアパスの開拓といった取組を支援する。

(特定分野に特異な才能のある子供・若者の応援)

大学や研究機関等の社会の多様な人材・リソースを活用することで、最先端のアカデミックな知見を用いた特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導に係る実証的な研究開発を推進する。また、大学において、特定の分野で特に優れた資質を有する学生に早期から更に高い水準の教育を受ける機会を提供するとともに、日本

を牽引していく人材を養成するカリキュラムを構築・普及する。

情報通信分野においては、人工知能には予想もつかないような破壊的な地球規模の価値創造を生み出すため、大いなる可能性のある奇想天外で野心的な課題への挑戦とその地球展開を支援する「異能vationプログラム」を実施するとともに、官・民・地域・グローバルで連携した「異能vationネットワーク」により、地域において日常的に「出る杭」を支援する。

さらに、情報通信技術を駆使してイノベーションを創出することのできる独創的な人材を「未踏事業」を通じて発掘・育成するとともに、自らプログラミングを学ぶ若者を大臣賞の交付等により応援する。また、若年層を対象に情報セキュリティに関する高度な技術教育と倫理教育を実施する「セキュリティ・キャンプ」を通じ、次代を担う情報セキュリティ人材を発掘・育成する。

(アントレプレナーシップ教育の推進)

大学等においてアントレプレナーシップや起業に係る実践的な能力等を有する人材の育成を推進していくため、外部講師等も活用した実践的なアントレプレナーシップ教育を受講できる環境の整備に資する取組や、アントレプレナーシップ教育を受講する学生の裾野拡大に資する取組への支援を行う。

(起業支援)

35歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援する。

**(3) 地域づくりで活躍する若者の応援
(若者の地方への移住の推進)**

若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきている傾向を的確に捉え、地方移住の動きを後押しすることが必要である。このため、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組について地方創生推進交付金を活用して支援する。あわせて、移住希望者と地方の中小企業等とのマッチングや、当該中小企業等への就業に伴う移住への支援を行う地方公共団体の取組についても支援する。

(若者による地域づくりの推進)

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職という流れを更に促進し、地方への若者の定着を図るため、地域の中核的産業を振興し、これを担う専門人材を育成するなど、魅力ある学びの場を作ることが重要であることから、地方大学における地方公共団体や産業界のニーズに応じた特色ある取組や改

革を促すとともに、高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

また、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」については、短期間（2週間から3か月程度）、当該活動に従事する「地域おこし協力隊インターン」を含めて推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりの充実を図る。

（４）国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

（次世代競技者の育成）

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣等、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化等の取組を戦略的に実施する。

（新進芸術家等の育成）

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会出展等の機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

（５）社会貢献活動等に対する応援

（内閣総理大臣表彰）

子供・若者の社会貢献に対する内閣総理大臣表彰等について、活動事例を広く周知するとともに、受賞者間の相互交流を図り、更なる活躍を応援する。また、子供・若者の社会参画・社会貢献活動の支援等、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む地方公共団体等も賞の対象とするなどの充実を図る。

４ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

（１）家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

①保護者等への積極的な支援

（家庭教育支援）

地域において、子供たちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。

（社会的養護の体制整備）

家庭と同様の環境における養育の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。

あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担を軽減する。

②「チームとしての学校」と地域との連携・協働

（学校と地域が連携・協働する体制の構築）

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、学校において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と地域が連携・協働して学校づくり・地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

③地域全体で子供を育む環境づくり

（新・放課後子ども総合プランの推進）

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、地域住民等の参画を得て多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブについて、令和5（2023）年度末までに約30万人分（約122万人から約152万人分）の受け皿を整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校区内で一体型として1万か所以上で実施することを目指す。

（放課後等の活動の支援）

地域における小学生・中学生・高校生世代の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進する。

（地域で展開される多様な活動の推進）

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開されるESDの視点を踏まえた活動、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

（体験・交流活動、外遊び等の場の整備）

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸等の水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化や道路の無電柱化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

（子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり）

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法⁶⁷に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定めるなどのソフト対策等を推進する。

（2）子育て支援等の充実

（子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組）

平成27（2015）年4月に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に財源を確保する。

さらに、社会全体で子育てを支えるため、子供の事故の検証・動向の分析を踏まえつつ、関係機関の連携を進めるとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。

（3）子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律⁶⁸及び同法により定める「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」⁶⁹に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間

団体等の取組の支援等を強化する。

特に、SNSに起因する子供・若者の被害事犯の増加等を踏まえた同法及び同基本計画によるフィルタリング利用率の向上の取組や、フィルタリングの促進だけでは防ぎきれない被害の存在、インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化の進展等を踏まえたペアレンタルコントロールによる対応を推進する。

（依存症等への対応）

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等の理解を深めるための啓発講座等の開催、啓発資料の作成・配布等を行う。

（性風俗関連特殊営業の取締り等）

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

（酒類、たばこの20歳未満の者に対する販売等の禁止）

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請するなど、関係業界への働き掛けを行う。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行う。

（成年年齢引下げへの対応）

成年年齢引下げの円滑な実施と定着に向け、関係行政機関の連携により、ホームページやインターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発、消費者教育、消費者保護、消費生活相談窓口の周知等の取組を推進する。

（4）多様で柔軟な働き方の推進

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

働く人々の健康が保持され、保護者や若者が家族・友人等との充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備等の促進・支援策に積極的に取り組む。

（テレワークの推進）

時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応等の各種支援策を推進する。

（5）子供・若者育成支援への投資の促進

（SDGsの観点からの投資促進）

一人の子供・若者をも取り残さずことなく、その育成支援に取り組むことは、「誰一人取り残さない」ことをう

67 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

68 平成20年法律第79号

69 子ども・若者育成支援推進本部決定

たったSDGsの達成に向けた取組そのものであり、次代の社会を担う子供・若者への投資は、SDGsへの投資に他ならない。このような観点から、子供・若者育成支援に向けた機運を高め、官民挙げた取組・投資を促進する。

(休眠預金の活用による子供・若者への支援)

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律⁷⁰に基づく「休眠預金等活用制度」については、「子ども及び若者への支援」が休眠預金を活用する3分野の一つに掲げられており、既に多くのNPO等の民間団体等が助成を受け始めている。本制度は、民間の団体が、民間の団体を公募して活動を支援することを特徴としている。本制度の円滑な運用に向けて、一層の環境整備や積極的な広報を行う。

子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(1) 新たな担い手の確保

(データ共有による新たな担い手の確保)

子供・若者の状況等に関する各種指標を分かりやすく整理した「子供・若者インデックスボード」を作成・公開し、社会全体で共有する。これにより、家庭、学校、地域、行政、企業、NPO、研究機関等、各ステークホルダーによるそれぞれの得意分野や知見等を活かした取組や、それぞれの連携・協働を促進しつつ、現役世代を含め、新たな担い手の確保を図る。

(2) 地域における多様な担い手の養成・支援

(民間協力者の確保)

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させる。

ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進める。

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入や、地域においてリーダー的な役割を果たす若者に対する研修等により、相談・支援（ピアサポート）を充実させる。

また、非行等の問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行

うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

(3) 専門性の高い人材の養成・確保・支援

(分野横断的な支援人材)

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において、社会参加活動への支援を含め、子供・若者支援をコーディネートする人材を養成するための研修を実施する。

また、複合的な困難や課題を有する子供・若者の支援に必要となる、分野横断的な知識・技能を有する支援人材を養成するため、子供・若者を対象とする相談業務に従事する職員に対し、当該業務の経験年数等に応じた研修を実施する。

さらに、これらの研修修了者をネットワーク化し、共助によるスキルアップ等を全国レベルで推進する。

(教師の資質能力の向上)

教師が教職生涯にわたってその資質能力を向上させていく効果的な仕組みを構築するため、養成、採用、研修を通じた改革を推進し、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

(学校における相談体制の整備)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用等相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進するとともに、学校医等と連携した健康相談の実施を引き続き推進する。(再掲)

(医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

(児童福祉に関する専門職)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受け、平成30(2018)年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化を図る。

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

70 平成28年法律第101号

(少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

(4) 情報通信技術を活用した担い手の支援**(チャイルド・ユース・テックの推進)**

子供・若者の安心・安全の確保や心身の健康の維持・増進等、子供・若者育成支援におけるAI等のデジタル技術やデータの活用（Child-Youth Tech：チャイルド・ユース・テック）について、先進事例の紹介や表彰等により推進し、テクノロジーで担い手をアシストする。

(オンラインによる研修等)

担い手が限られがちな地域における人材の養成・スキルアップ等に資するため、ウェブ会議等オンラインによる研修・会議、助言等の充実を図る。

第一章 総則**(目的)**

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策**(子どもの貧困対策に関する大綱)**

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議**(設置及び所掌事務等)**

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年六月一九日法律第四一号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成30年11月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計6回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗し

たこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

（1）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものと

して、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得ら

れた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮ら

しの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第4 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 (幼児教育・保育の無償化)

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

(幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォーム

ムとしての学校指導・運営体制の構築 (スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。

加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援 (高校中退の予防のための取組)

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

(高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供 (高等教育の修学支援)

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

(5) 特に配慮を要する子供への支援 (児童養護施設等の子供への学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高

校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（外国人児童生徒等への支援）

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

（6）教育費負担の軽減

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

（高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

（ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

（7）地域における学習支援等

（地域学校協働活動における学習支援等）

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によ

るものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

(生活困窮世帯等への学習支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(8) その他の教育支援

(学生支援ネットワークの構築)

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国

に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

2 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 (妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から

出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

(2) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消を図り女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の育児負担の軽減)

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾

病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

(3) 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。(再掲)

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(社会的養育が必要な子供への生活支援)

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・

発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

(4) 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。(再掲)

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

(子供の社会的自立の確立のための支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

(5) 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

(家庭への復帰支援)

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

(退所等後の相談支援)

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

(7) 支援体制の強化

(児童家庭支援センターの相談機能の強化)

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

（社会的養護の体制整備）

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

（市町村等の体制強化）

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

（ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進）

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

（生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進）

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。

（相談職員の資質向上）

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）

を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

（1）職業生活の安定と向上のための支援

（所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現）

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

（2）ひとり親に対する就労支援

（ひとり親家庭の親への就労支援）

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

（ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立）

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子

供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。

(企業表彰)

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 (就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

(非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成28年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年11月からの支払回数3回から年6回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

(養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

(教育費負担の軽減)

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。(再掲)

第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等

に関する情報収集を引き続き実施する。

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策

についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

子供の貧困に関する指標（別添）

指標		直近値	算出方法
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率		93.7% (平成30年 4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程 及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生総数のうち、 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等 部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入 学した者の数の占める割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率		4.1% (平成30年 4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部 及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年 3月までに中退した者の数を除したもの (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率		36.0% (平成30年 4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等 部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一 般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 のうち、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般 課程）又は各種学校への進学した者の割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の 子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年 5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度 の翌年度（5月時点）に高等学校、中等教育学校後期課程、 特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学 校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占 める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等 卒業後	30.8% (平成30年 5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等 部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の 数のうち、大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進 級した者）、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設へ の進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年 11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育 先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されて いる者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の 子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年 11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又 は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校等 卒業後	58.5% (平成28年 11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、 専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度 中に高等学校を中退した者の割合 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

指標		直近値	算出方法
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等減免）を当該年度において利用した者の数 (注) 高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)

指標		直近値	算出方法
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 ^(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 10.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 ^(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時の お金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時の お金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	80.8% (平成27年)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
	父子家庭	88.1% (平成27年)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子家庭	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
	父子家庭	69.4% (平成27年)	就業している父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)

指標		直近値	算出方法
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	貧困線に満たない大人一人（18歳以上）と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち 養育費についての 取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成28年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で 養育費を 受け取っていない 子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)
	父子世帯	90.2% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)

第一章 総則**（目的）**

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に

応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなけれ

ばならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計

画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

語句説明

【各種法令による子ども・若者の呼称等と年齢区分】

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男18歳、女18歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない。（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（令和3年厚生労働省告示114号）において規定。）
公職選挙法	子供	幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者

法律の名称	呼称等	年齢区分
道路交通法	普通二輪免許、 小型特殊免許及び 原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の 推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
二十歳未満ノ者ノ 喫煙ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ 飲酒ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る 行為等の規制及び処罰並びに 児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業 を利用して児童を誘引する 行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
青少年が安全に安心して インターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

(参考)

児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者
-------------	-----	---------

(内閣府「令和4年版子ども・若者白書」)